

# 中堅等大規模成長投資補助金（中堅・中小・スタートアップ企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金）

## 令和7年度補正予算 4,121億円

経済産業政策局 地域経済産業政策課

### 事業目的・概要

#### 事業目的

地域の雇用を支える中堅・中小企業が、足元の人手不足等の課題に対応し、成長していくことを目指して行う大規模投資を促進することで、地方の持続的な賃上げを実現する。

#### 事業概要

中堅・中小・スタートアップ企業の持続的な賃上げや事業成長等を目的として以下の取り組みを行う。

##### ①中堅・中小・スタートアップ企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金

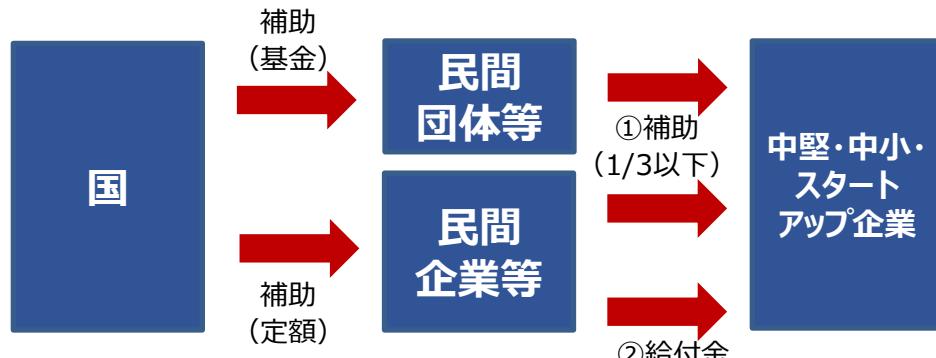
人手不足に対応するための省力化等による労働生産性の抜本的な向上と事業規模の拡大を図るために工場等の拠点新設や大規模な設備投資に対して補助を行う。

新規公募分として基金2,000億円を措置し、100億宣言企業向けに、うち1,000億円程度を確保。

##### ②地域企業経営人材確保支援事業給付金

着実な事業成長等を実行可能な経営体制を整備するため、転籍・兼業・副業・出向等により大企業から経営人材を受け入れた場合に、給付金を支給する。

### 事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



①大規模成長投資補助金：補助上限額50億円

※新規公募分：投資下限額20億円（100億宣言企業は15億円）

②地域企業経営人材確保支援事業給付金：

※転籍の場合：給付上限額 最大450万円（地域によって変動）

兼業・副業・出向の場合：給付上限額 200万円

### 成果目標・事業期間

##### ①中堅・中小・スタートアップ企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金：

大規模投資を通じた労働生産性の抜本的向上と事業規模の拡大により、対象事業に関わる従業員の1人当たり給与支給総額の年平均上昇率が一定以上の伸び率を実現する。

##### ②地域企業経営人材確保支援事業給付金：

当該事業により経営人材を確保した中堅・中小企業が、確保前の想定を上回る企業成長を達成することを目指す。

# 中堅・中小・スタートアップ企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金

- 中堅・中小・スタートアップ企業が、持続的な賃上げを目的として、足下の人手不足に対応した省力化等による労働生産性の抜本的な向上と事業規模の拡大を図るために行う工場等の拠点新設や大規模な設備投資に対して補助を行います。

項目	内容
1 補助上限額	<u>50億円</u> （補助率 <u>1/3以下</u> ）
2 補助事業期間	原則として、 <u>交付決定日から最長で2028年12月末まで</u>
3 補助対象者	<u>中堅・中小・スタートアップ企業</u> （常時使用する従業員数が <u>2,000人以下</u> の会社等）※単体ベース ※一定の要件を満たす場合、中堅・中小・スタートアップ企業を中心とした共同申請（コンソーシアム形式：最大10者）も対象 ※みなし大企業は補助対象外
4 補助事業の要件	<u>①投資額20億円以上</u> （専門家経費・外注費を除く補助対象経費分） ※100億宣言企業は <u>投資額15億円以上</u> <u>②賃上げ要件</u> （補助事業の終了後3年間の対象事業に関わる従業員等1人当たり給与支給総額の年平均上昇率が5.0%以上（100億宣言企業は4.5%以上）） ※持続的な賃上げを実現するため、補助金の申請時に掲げた賃上げ目標を達成できなかった場合、未達成率に応じて補助金の返還を求める（天災など事業者の責めに帰さない理由がある場合を除く。事業者名は公表しない）
5 補助対象経費	<u>建物費</u> （拠点新設・増築等※）、 <u>機械装置費</u> （器具・備品費含む）、 <u>ソフトウェア費</u> 、 <u>外注費</u> 、 <u>専門家経費</u> ※本社機能の一部移転・新設を含む
6 審査方法	一次審査（ <u>書類</u> ）、二次審査（ <u>外部有識者へのプレゼンテーション</u> ） 【審査項目】①経営力 ②先進性・成長性 ③地域への波及効果 ④大規模投資・費用対効果 ⑤実現可能性
7 スケジュール	<u>公募期間：2026年春</u>

## (参考) 中堅等大規模成長投資補助金（100億宣言枠）について

中堅・中小企業が、貢上げに向けた省力化等による労働生産性の抜本的な向上と事業規模の拡大を図るための大規模な投資に対する支援を継続  
(新規公募分として基金2,000億円を措置し、100億宣言企業向けに、うち1,000億円程度を確保)

※当該中堅等大規模成長投資補助金は、中小企業成長加速化補助金とは別事業であり、準備が整い次第、当該補助金事務局よりご案内します。

項目	中小企業成長加速化補助金	中堅等大規模成長投資補助金 (100億宣言企業)	
補助対象者	売上高100億円を目指す中小企業	中堅・中小企業 (常時使用する従業員が2,000人以下の会社等)	
補助率	1／2	1／3	
補助上限額	5億円	50億円	
補助事業実施期間	交付決定日から24か月以内	交付決定日から最長で令和10年12月31日まで	
補助事業の要件	①「100億宣言」を行っていること ②投資額1億円以上（専門家経費・外注費を除く補助対象経費分） ③貢上げ要件（補助事業の終了後3年間の従業員1人当たり給与支給総額の年平均上昇率が、4.5%以上）	①「100億宣言」を行っていること ②投資額15億円以上（専門家経費・外注費を除く補助対象経費分） ③貢上げ要件（補助事業の終了後3年間の対象事業に関わる従業員等1人当たり給与支給総額の年平均上昇率が、4.5%以上）	①投資額20億円以上（専門家経費・外注費を除く補助対象経費分） ②貢上げ要件（調整中）
補助対象経費	建物費、機械装置費、ソフトウェア費、外注費、専門家経費		